

平成19年12月28日

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長  
岩切平治



平成19年12月12日付け申入書（同月13日受領）に対する回答

大阪大学では、施設管理権を明確化し、構内における交通の安全及び教育研究の環境保全を図ることを目的として、「大阪大学構内交通規制実施規程」を定め、車両による入構制限等を実施しております。

統合により、箕面地区においても、この大阪大学の規程が全学共通の規程として適用されることとなります。

ただし、これに伴う経過措置として、平成20年3月末までは「大阪外国語大学交通規制要領」を踏襲した扱いとし、同年4月1日以降、上記規程を適用することが、平成19年9月21日開催の大阪大学・大阪外国語大学統合推進協議会で決定され、そのための規程改正も既に完了しております。

よって、現状では箕面地区においても、上記経過措置が終了した後は、構内に車両により入構しようとする場合には、大阪大学の規程に基づき、吹田地区及び豊中地区と同様、入構・駐車整理業務に要する経費については、入構・駐車の手続きを受けた者からも負担いただくこととなりますので、その旨お含み下さい。

なお、別途要求のあった団体交渉につきましては、現在、希望する日時（複数）をご連絡いただくようお願いしているところですが、交渉は他の労働組合と同様、吹田地区で行うこととなりますので、その旨ご留意いただきたく存じます。

以上